

千葉商科大学同窓会基金規程

(設置)

第1条 千葉商科大学同窓会（以下「同窓会」という）に「同窓会基金」（以下「基金」という）を置く。

(目的)

第2条 基金は、特別会計として同窓会を長期的に支え、同窓会における諸活動の充実に資することを目的とする。

(支援事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の支援事業を行う。

- (1) 同窓会の施設・設備の整備支援
- (2) 同窓会プロジェクトに対する支援
- (3) 同窓会会則第4条三に定める大学との各種協力に関わる事業支援
- (4) 同窓会一般会計に対する補填支援
- (5) その他目的達成に必要な支援

2 前各号の支援事業は、支援を必要とする年度に行うものとする。

(基金の原資等)

第4条 基金は、一般会計からの繰入金及び寄付者が基金とすることを指定した寄付金をもって充てる。

2 一般会計の決算において剰余金が生じた場合は、原則として基金の目標額に達するまで繰り入れるものとする。

3 基金の目標額は1億円（元金）とし、運用収益は一般会計に繰り入れるものとする。

(運営)

第5条 基金の運用管理に関する事項を審議するため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、会長と財政委員会により組織する。

3 ワーキンググループは、次の事項を審議し決定する。

- (1) 基金の受入に関する事項
- (2) 基金の運用方針及び運用に関する事項
- (3) 基金の支出（支援事業）に関する事項
- (4) その他基金の運営に関する事項

4 前項各号に関する事項は、常任理事会に付議するものとする。

(補填)

第6条 基金を第3条に基づいて支出したため目標額を下回った場合は、第4条第2項に準じて補充するものとする。

(管理)

第7条 基金の管理は、同窓会会則第27条を準用する。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。

(報告)

第9条 基金は、特別会計として処理し、毎年、定期総会において報告し承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会で行う。

付 則

この規程は、令和元年10月19日から施行する。